

今月の税務トピックス

(個人住民税の定額減税について)



税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)

はじめに

過去2年間で所得税・個人住民税の税収が3.5兆円増加する中で、物価高・社会保障料の負担増加など、国民負担率の高止まりが続いています。

令和6年度税制改正では、賃金上昇が物価高に追い付いていない国民の負担を緩和し、デフレ脱却のための一時的な措置として、3兆円半ばの規模で所得税・個人住民税の定額減税が令和6年6月1日から施行されます。

本稿では、給与所得者に対する個人住民税の定額減税の概要と実務上の留意点について解説します。

I 個人住民税の定額減税制度の概要

1 令和6年度分の個人住民税

納税義務者の所得割(均等割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割は対象外とされます。)の額から、特別控除の額が控除されます。ただし、その者の令和6年度分の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下である場合に限り(令和6年改正地法附則5の8①②)。なお、控除しきれない額があるときには、調整給付金が支給されます。

また、特別控除の額は、次の金額の合計額とされます。ただし、その合計額がその者の所得割の額を超える場合には、所得割の額が限度とされます(令和6年改正地法附則5の8①②⑤)。

- ① 納税義務者(本人) … 1万円
- ② 控除対象配偶者又は扶養親族(国外居住者を除きます。) 1人につき… 1万円

2 令和7年度分の個人住民税

控除対象配偶者以外の同一生計配偶者(国外居住者を除きます。)を有する者(注)については、令和7年度分の所得割の額から、1万円が控除されます(令和6年改正地法附則5の12)。

(注)納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円超で、かつ、配偶者の合計所得金額が48万円以下の者。

II 年齢の判定基準

納税義務者の扶養親族に該当するか否かの判定は、令和5年12月31日(令和5年中に死亡し又は出国をする場合には、その死亡の

時)の現況によるものとされます。そこで、令和6年1月2日以後に死亡した扶養親族については特別控除の対象とされますが、同日以後に出生した扶養親族については、特別控除の対象とされません。

III 給与所得者の特別控除の実施方法

令和6年6月に給与の支払をする際は特別徴収を行わず、特別控除の額を控除した後の個人住民税の額の11分の1の額を令和6年7月から令和7年5月まで、それぞれの給与の支払をする際毎月徴収されます(令和6年改正地法附則5の10)。

また、特別徴収義務者は、令和6年分の給与支払報告書の摘要の欄に所得税額から控除した額(個人住民税定額減税控除額××円・控除外額××円)を記載します。

IV 給与特別控除額の算定

道府県民税における特別控除の額は、特別控除の額に道府県民税所得割の額がその者の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額との合計額のうち占める割合を乗じて計算することとされます。また、市町村民税における特別控除の額は、特別控除の額から道府県民税における特別控除の額を控除して得た金額とされます。

なお、特別控除の額は、地方税法の規定による他の税額控除の額を全て控除した後の所得割の額から控除することとされます。そこで、配当割額控除、株式等譲渡所得割税額控除を行った時点で、所得割額から控除しきれない額が生じ、還付・充当が行われた場合には、特別控除の額の対象とされません。

おわりに

令和6年度分の都道府県又は市区町村に対する寄附金税額控除(ふるさと納税)の特例控除額の控除上限額は、特別控除の額を控除する前の所得割の額の2割とされます。ただし、令和7年度分のふるさと納税の特例控除額の控除上限額は、特別控除の額を控除した後の所得割の額の2割とされます。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。